

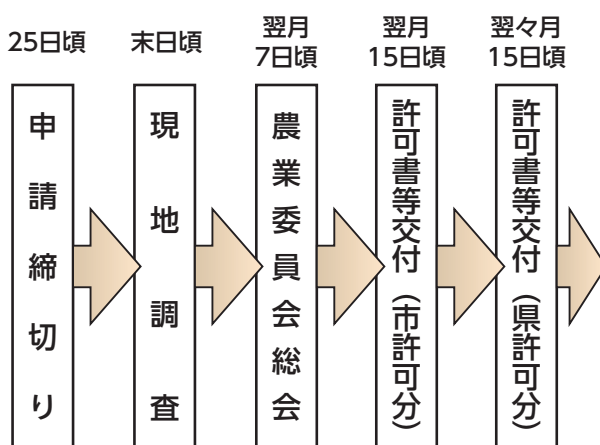


八千代市農業委員会だより



▲ 農地の権利移動等について毎月審議を行っています

総会審議に係る申請受付から許可書等交付まで



※日付は月により前後することがあります。

下限面積が 50 アールから 30 アールに変わりました

農地の権利を取得するには、農地法に基づく許可が必要です。その許可を受けるための要件の1つに、「申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること」とあります。

下限面積は農地法で50アールと定められていますが、地域の実情に応じて農業委員会が「別段の面積」を設定できることとなっています。

令和2年第1回農業委員会総会において審議した結果、新規就農及び農業の継承を促進するため、下限面積(別段の面積)を30アールに決定しました。(令和2年1月21日告示)

農地を相続したら届出が必要です

農地を相続等により取得した場合、農地法第3条の3の規定により、当該農地の所在する農業委員会に届出する必要があります。

届出書類は届出書のみで添付書類は不要で、随時受付しています。

農業委員会は農地の権利者をきちんと把握し、農地の有効利用を促進しなければならないため、ぜひご理解とご協力をお願いします。

問い合わせは、
農業委員会事務局(☎483-1151)へ。

主な内容

- ◆ 「令和2年度八千代市農業施策に関する意見書」の回答について・・・ 2～4
- ◆ 農地の利用状況調査の結果について・・・ 4
- ◆ 編集後記・・・ 4
- 【別紙】
- ◆ 八千代市農地賃借料・・・ I
- ◆ 農業者年金・全国農業新聞・・・ I
- ◆ 令和2年八千代市農作業別標準農作業料金・・・ II
- ◆ 令和2年産の「たけのこ」の出荷・販売について・・・ II

「令和2年度八千代市農業施策に関する意見書」への回答について

農業委員会から服部友則市長へ提出した「令和2年度八千代市農業施策に関する意見書」の回答が令和元年12月25日にありました。市長からの回答にご意見がある場合は、地元の農業委員、推進委員及び農業委員会事務局へご連絡ください。

意見書への回答は次のとおりです。

1 遊休農地対策について

【意見】

八千代市では、担い手不足や、農業者の高齢化が進み、更に遊休農地が増加することが予測される。遊休農地は周辺農地の生産性に影響を及ぼすことや、有害鳥獣の棲家となることが知られており、これら遊休農地に起因した問題を抑制するためにも、解消及び発生防止は喫緊の課題である。

市では、桑納、麦丸の一部で多面的機能支払交付金事業が実施さ

れており、平成30年度には3・77ヘクタールの遊休農地解消と一定の成果を上げているものの、市全体では、未だに94・4ヘクタールもの遊休農地が存在している。

そのため、遊休農地対策として、多面的機能支払交付金事業の対象地区の追加や農地利用集積事業による集積・集約化に努められたい。

【回答】

遊休農地対策といたしましては、多面的機能交付金事業を2地区で実施しております。桑納地区では、事業区域内の全ての遊休農地約0・8ヘクタール、麦丸地区では、事業区域内の遊休農地約3・8ヘクタールの内、昨年に比べ約0・3ヘクタール追加解消を図り、約3・0ヘクタールの解消が図られています。令和2年度はこの対策をさらに1地区を増やせるよう予算を要求いたしております。

(農業農村振興事業 要求額)

6,700,000円

その他の遊休農地対策としては、飼料作物生産拡充及び低コスト生産体制の確立により飼料自給率向上を図り、畜産経営の安定を

図ることを目的とし、実施している飼料生産拡大整備支援補助事業により、今年度は、米本の水田約0・5ヘクタールでWCS（稲発酵粗飼料）の生産が開始されました。

本市農業の特徴でもある酪農の保全とWCSなどは、遊休農地の利用法として有効であると考えており、引き続き同様な取り組みを進めてまいります。

また、今年度農地利用の状況等を図化しましたので、それを活用し、農地の利用集積や遊休農地対策に努めてまいりたいと考えています。

2 担い手・新規就農者の育成や確保について

【意見】

農業の未来を考えていくうえで、担い手や後継者の確保は重要な課題である。

地域や市内から担い手を確保できることが望ましいと考えられているが、本市は首都近郊に位置し、他産業への就職を選択する人も多く、昨年実施した農地台帳調査でも、後継者がいると回答した農家は3割に満たない状況である。

そのため、子供のうちから、地域や農業に対して親しみを感じ、就農を選択する若者が増えるような教育環境作りを推進していただきたい。

また、農業者アンケート調査において、労働力の不足との意見が多く挙がった。農繁期と農閑期には仕事量に大きな差があり、パートの通年雇用が農業者にとって、大きな負担になっているという意見も寄せられた。

については、市で行っている農業ボランティア制度について、応募者、受け入れ農家が増えるよう、制度の見直し、周知に取り組みきたい。

【回答】

担い手・新規就農者の育成や確保は、市といたしましても、今後の八千代市の農業を考えるうえで重要な課題として認識しております。

新規就農者については、農業次世代人材投資資金補助金を交付し定着化を図っており、来年度につきましては、継続2名、新規2名の予算を今年度に引き続き要求

し、活用する予定です。
(農業振興事業 要求額

6,000,000円)

子供のうちから、地域や農業に対して親しみを感じ、就農を選択する若者が増えるような教育環境作りに関しては、酪農家の協力のもと牛舎での酪農体験学習を例年どおり2回開催しました。複数の小学生が参加し、貴重な体験ができた等の声を多数得ておりますので、継続できるよう取り組んでまいります。

また、母子保健課と進めています食育の授業の協力農家の減少が見られてきたため、今年度は八千代市農業士等協会へ協力要請をしたところです。今後も食育の推進を活性化できるよう取り組みたいと考えています。

労働力不足の件に関しましては、農業ボランティア制度について、応募者、受け入れ農家が増えるような取り組みを検討してまいります。

なお、今年度から、本市農業の長期的ビジョンとなる農業振興計画の策定のため、本市農業の現状や課題を整理し分析するための基礎調査を行っており、この基礎調

査の結果をもとに有効な施策を検討いたします。
(農業振興事業 要求額

5,720,000円)

3 有害鳥獣対策について

【意見】

有害鳥獣被害は収入減少だけでなく、耕作放棄にも繋がる大きな問題である。

特にムクドリやカラスなどの鳥類による被害は深刻であり、八千代市特産の梨にも被害が出ている。

防鳥ネットは、このような鳥類の対策に欠かせないものであるが、ネット設置に対する県からの補助はあるものの、補助率の低さなど十分であるとは言い難い。

については、八千代市独自の補助制度を創設し、農家の負担軽減に取り組まれない。

また、イノシシやノウサギ等の害獣対策のため、猟友会組織の支援及び電気柵設置補助など害獣に対する補助も検討されたい。

【回答】

有害鳥獣対策につきましては、引き続き継続してまいります。

害獣等対策施設の整備に係る市独自の補助につきましては、現状では困難であると考えております。

なお、ムクドリ・カラス等鳥類の被害対策につきましては、他の自治体においても有効な手立てがない状況でございます。関係機関や他市と情報交換を行い、先進市の有効な事例を視察する予定ですが、他市においてそのような事例が実施されたとの情報が無いため、現在のところ視察等は行っておりません。

また、イノシシ、ノウサギ等の害獣対策につきましては、農業者から情報をいただき、習志野八千代猟友会と連携を図り、先ずは生息状況や被害状況の把握に努め、有効な対策も調査してまいります。

4 農業交流センターの活用について

【意見】

農業交流センターは農業者と市民の交流の場として重要であり、市民が農業を理解し関心を深めることは、農業者の経営意欲の増進に繋がっていくと考える。

しかしながら、農業者アンケート調査において、農業交流センターの活用が十分になされていないとの意見が挙げられた。

そのため、賃料の減免を行うなど、農家参加型店舗の誘致を行うことや、工夫された販売所の設置等、農業交流センターの活性化を図りたい。

【回答】

農業交流センターの活用がなされていないとの意見につきましては、研修室及び調理実習室の農業振興上の利用については、使用料を減免してまいりますので、農業者による活用が可能となっております。また、空きテナントの早期入店促進を図るために、現行施設使用料の減額を行っていますが、現状において解決されておられません。

同施設の活性化を図ることが空きテナント解消につながると思えるため、今年度から新たに家族で楽しめる企画として、水辺空間を活用したアクティビティであるカヤック体験やデイ・キャンプ体験など、運営内容での魅力向上、賑わいの創出につながる取り

組みを指定管理者と協議を図り実施しました。今後も新たな取り組みを検討してまいります。

5 「人・農地プラン」について

【意見】

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、今後、地域の特性に応じて、市、農業委員会と関係機関が協力して「人・農地プラン」を核に農地の利用集積・集約化を推進していくことになる。このためには、各地域において、「人・農地プラン」の実質化に取り組む必要があるため、地域の状況の地図化や地域の話し合いの実現に向け、工程を明らかにし、着実に取り組まれない。

【回答】

市といたしましても、地域の特性に応じた「人・農地プラン」の実質化への取り組みは重要と考えております。このため、今年度につきましても、10月の農業委員会の総会において、人・農地プランの具体的な推進についての工程をご説明いたしました。12月には、

担い手への農地の集積・集約化を図るための地図が作成できましたので、今後、要請のある地区などから順に話し合いを始めて、来年度以降、実効性のあるプランの策定に向け、農業委員会と連携し、取り組みたいと考えていますのでご協力をお願いします。

農地の利用状況調査の結果について

遊休農地の現状把握のため、農地法に基づき毎年一回農地の利用状況調査を実施しています。令和元年度の結果は下表のとおりです。

農家の皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。

今回は令和2年8月に実施する予定です。調査の際は、ご理解とご協力をお願いします。

令和元年度利用状況調査結果 単位:m²

区分 地目	農地		非農地	計
	2号 遊休農地	1号 遊休農地		
田	149,351	646,547	30,556	826,454
畑	72,310	270,831	93,912	437,053
計	221,661	917,378	124,468	1,263,507

- *2号遊休農地:雑草が繁茂しているが、トラクター・耕運機等利用して耕作が可能となる農地
- *1号遊休農地:雑草が繁茂しているが、トラクター・耕運機等利用して耕作が可能とならない農地
- *非農地:山林や原野化する等、農地に復元することが困難な農地

編集後記

第44号をもちまして、現在の広報委員会メンバーでの農業委員会だよりの発行は最後となります。各委員から挨拶申し上げます。

委員の改選後、初めて広報委員になる者が多い中、皆様にとついたら確に活動状況をお伝えできるか毎回暗中模索してきました。今後の農業委員会だよりも、よりタイムリーな記事で紙面の充実に努めて参ります。

(広報委員長 浅野 正夫)

3年間広報委員として活動させていただき、ありがとうございました。

私達が手掛ける農業委員会だよりは今回で最後になりました。皆様のご協力ありがとうございました。

皆様のご協力により、農業委員会だよりを発行することができました。ありがとうございました。

(広報委員 石井 孝治)

充実した情報を提供できたと思えます。ぜひ農家の皆様に一読いただければと願っております。

(広報委員 村田 一夫)

広報委員になって3年間苦労はありましたが、頑張ってきたと思います。ありがとうございました。

(広報委員 立石 秀夫)

令和2年3月発行
第44号

発行 八千代市農業委員会
編集 広報委員会

〒276-8501
八千代市大和田新田312-5
電話047(483)1151
URL <http://www.city.yachiyo.chiba.jp/500500/index.html>

八千代市農地賃借料

令和元年(平成31年)1月から12月までの農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料は、【表1・表2】のとおりです。なお、今回は農地法第3条の賃借権設定による事例はありませんでした。

この賃借料情報は、農地の貸し借りをする場合の参考のために集計したものですので、**実際に賃借料を決定する際は、貸し手と借り手の両者でよく協議してください。**

【表1】 田(水稻)の部

(単位:円/10a)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数(筆数)	件数
桑 納	14,200	14,800	13,300	10	2
神 野	21,400	21,400	21,400	1	1
堀 の 内	22,200	22,200	22,200	1	1
上 高 野	15,000	15,000	15,000	4	1
佐 山	18,500	18,500	18,500	7	1
平 戸	14,800	14,800	14,800	3	1
(参考)八千代市平均	16,100			26	7

【表2】 畑(普通畑)の部

(単位:円/10a)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数(筆数)	件数
吉 橋	12,600	22,200	10,000	7	4
尾 崎	11,600	14,800	10,000	3	2
保 品	5,000	5,000	5,000	1	1
神 野	10,000	10,000	10,000	1	1
(参考)八千代市平均	11,500			12	8

*1 データ数は、集計に用いた筆数である。金額は、算出結果を四捨五入し100円単位となっている。

*2 物納としているデータは米60kg当たり14,800円に換算している。

*3 件数は、利用権設定数(貸主、借主が同一の場合1件)である。

その他、これに含まない使用貸借(賃料0円)の利用権設定数は16件(35筆)である。

*4 「(参考)八千代市平均」の平均額は、全てのデータ(筆)の平均額である。

*5 賃借料情報には水利費等の諸経費が含まれている場合がある。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

【加入要件】

- 年間60日以上農業に従事 ●60歳未満
- 国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)

農業者年金は配偶者の方も単独で加入が可能で、若年層には手厚い政策支援(※別途要件あり)もあります。

問い合わせは、JA八千代市(☎450-3711)

または農業委員会事務局(☎483-1151)へ。

全国農業新聞を購読しませんか

全国各地の最新の農業技術や取り組み及び成果が経営に役立つと共に、今後の農地政策等の将来が展望できます。

- 毎週金曜日に発行
- 月額700円(消費税・送料込み)

申し込みは、農業委員会事務局(☎483-1151)へ。

令和2年 八千代市農作業別標準農作業料金

令和2年における農作業別の標準農作業料金は、【表3】のとおりです。

この標準農作業料金は、農作業の受委託を円滑にするために、平均的な農作業が行われた場合を想定したものですので、実際に料金を決定する際は、委託者と受託者の両者でよく協議してください。

【表3】

(単位:円)

作業種目		収量	金額	備考
田作業	育苗	1箱当たり	750	中苗の額
	耕起(トラクター)	10a当たり	5,800	
	代掻き(トラクター)	10a当たり	6,500	
	機械田植	10a当たり	6,800	苗費は含まない
	機械刈取・脱穀(コンバイン)	10a当たり	17,500	
	機械刈取・脱穀(コンバイン)・乾燥調整	10a当たり	35,000	籾摺費・運搬費を含む
	乾燥調整	60kg当たり	2,000	籾摺費を含む
	籾摺	60kg当たり	700	
畑作業	耕起(トラクター)	10a当たり	5,500	

令和2年産の「たけのこ」の出荷・販売について

令和2年の八千代市産たけのこについては、**昨年同様、出荷前検査(市内産たけのこ3検体について行う放射性物質検査)が終了し「令和2年産たけのこ出荷・販売可能生産者証明書」が発行されるまでは出荷・販売できません。**

「令和2年産たけのこ出荷・販売可能生産者証明書」は、市へ届出された竹林ごとの放射性物質検査の結果に基づいて発行され、**出荷・販売は、証明書に記載のある竹林から産出されたものに限られます。**

(※出荷・販売時は証明書の写しの添付が必須。)

過去に届出をされている竹林については、出荷前検査終了後に証明書を発行し郵送いたしますが、届出をされていない竹林から産出されたたけのこの出荷・販売を希望される方は、**事前に手続きが必要**となります。

詳しくは農政課まで
お問い合わせください。

